

2014年12月5日

金融担当大臣
麻生 太郎 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

アベノミクスの恩恵は、一部の大企業にとどまり、燃料費や仕入れ価格、原材料費の上昇、消費税増税などで、その分の価格転嫁が出来ない中小企業においては、依然として厳しい環境に置かれ、地域金融機関が果たす役割は、ますます大きいものとなります。

その一方で、人口予測から推計した10年後の地域市場の規模と地域銀行の総資金利ザヤでみた収益率の比較資料を基に、今年1月、地銀各頭取との会合の席上で畑中金融庁長官は「経営統合などを経営課題として正面から取り組んでいただきたい」と述べ、新聞や週刊誌などでも「地域金融機関の収益力は著しく低下しており、今後、経営統合、合併など再編は避けられない」といった報道もなされています。

地域金融機関には「地方経済の健全な発展に資する」という社会的使命がありますが、過去の経済政策や規制緩和が、国内産業の空洞化や大企業のみ大もうけする経済構造を生み出し、地域産業の疲弊と衰退の原因となったのは明らかであり、地域金融機関の再編で解決できるレベルの問題ではありません。

さらに地域の金融円滑化が求められている中で、収益力強化のもと、投資信託など金融リスク商品の販売に力を入れる金融機関も一向に減らず、金融モニタリング基本方針の中で、監督・検査の着眼点に「顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保」をうたっても、ノルマ・目標を課しての営業推進は、お客様のニーズより目標達成が優先され、苦情・トラブルの要因となっています。またその負担により、精神的疾患（うつ病など）に罹患し、休職や離職が後を絶たず、自殺する職員も出ています。

私たちは、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、次の通り要請いたします。

記

1. 中小企業への金融円滑化に努め、新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に対応するよう指導を徹底し、中小企業の経営改善計画策定支援などコンサルタント機能を発揮するよう指導すること。
また金融機関に対する検査・監督についても、引き続き、収益性・効率性だけでなく地域への再投資・地域貢献度で評価し、条件変更の申込及び実行状況を各金融機関に開示させるとともに、全体の状況を金融庁は発表すること。
2. 金融リスク商品の販売について、説明義務および適合性原則の遵守と、信用失墜と労働条件に過度に連動するような、無理な勧誘につながるノルマ販売を行わないよう徹底指導すること。

3. 監督官庁として、全ての金融の職場からいじめや人権侵害、パワハラ・セクハラをなくすよう指導を強化すること。
4. 地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる地域金融機関の合併再編を押し付けないこと。
5. 金融機関を監督する立場から、渡島信金、網走信金、小樽信金、愛知県中央信組、ステートストリート信託銀行、アメックス、メットライフアリコ、大同信組など、多発する労使紛争を全ての金融機関からなくすよう、各金融機関に対し指導すること。
6. 武生信金における不正融資事件は、北陸財務局が14年前の2000年に把握していたことが、9月30日付の地元紙に報道されました。この不正融資の事実を内部告発しようとした職員への懲戒解雇処分は、そもそも北陸財務局が不正融資の実態を把握した時点で適切な対応をとっていれば、この職員が懲戒解雇を受けることがなかったことは明らかです。金融庁の責任において直ちに、懲戒解雇処分した職員二名を職場へ戻すよう指導すること。

以 上